

大東市国民健康保険特定保健指導業務
受注候補者選定にかかる企画提案募集要領

大東市
保健医療部 地域保健課
令和7年7月

1. 業務の目的

高齢者の医療の確保に関する法律により、医療保険者に対して、内臓脂肪の蓄積等に着目した特定健診および特定保健指導の実施が義務づけられている。

メタボリックシンドロームのリスクを有する者に生活習慣の改善を促すためには、保健師・管理栄養士等に高い専門性が求められ、保健指導の実績を積み重ね、研鑽を重ねて保健指導の技術を高度化していくことが求められていることから、保健指導の提供体制を整備し、かつ質の高い保健指導を実現する体制を整備できる事業者を公募型プロポーザル方式により選定することとする。

2. 委託に関する基本事項

(1) 契約の件名

大東市国民健康保険特定保健指導業務

(2) 委託内容

大東市国民健康保険特定保健指導業務仕様書のとおり

(3) 委託先の選定

企画提案の内容等を総合的に審査したうえで選定するプロポーザルの手法により受注候補者を選定する。

(4) 契約時の仕様書の作成

企画・提案内容の仕様書への反映等について、大東市と協議を行い、仕様書を調整のうえ、契約を締結する。

(5) 契約期間

契約締結の日から令和10年3月31日まで

(6) 提案上限額

委託上限は、19,161,000円（消費税及び地方消費税含む）である。

提案見積額は、見積書（様式⑤）に記載してある「利用者見込み数（最大）」に見積単価を乗じた金額とする。この金額は契約予定額を示すものではなく、この金額を超えてはならない。

なお、報告書や指導教材の作成経費、人件費、交通費など事業実施に必要なすべての費用を見積単価に含めること。

（内訳）	令和7年度上限額	4,326,000円
	令和8年度上限額	9,177,000円
	令和9年度上限額	5,658,000円

3. 応募資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であり、大東市の契約案件において、過去 2 年間、同条の第 2 項の規定にも該当しない者。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続きの開始又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きを開始していない者であること。
- (3) 国又は市（大東市建築工事等における入札参加停止に関する要綱に基づくなど）に関して入札参加資格停止措置を受けていない者。
- (4) 大東市契約規則に規定する競争入札の参加者の登録がなされていること。
- (5) 大東市暴力団排除条例（平成 25 年 3 月 25 日条例第 5 号）に基づき入札参加除外措置を受けていない者または大東市公共工事等暴力団排除措置要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (6) 宗教活動や支持活動を主たる目的とする法人および団体でないこと。
- (7) 仕様書に定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有することおよび本市の指示に迅速かつ柔軟に対応できる体制を有すること。
- (8) 個人情報の適正管理や情報の流出防止策など、情報セキュリティ対策を講じていること。
- (9) 平成 31 年 4 月 1 日から受付締切日までには他の自治体保険者、健康保険組合及び全国健康保険協会等における特定保健指導業務の受託実績を有すること。
- (10) その他、公共の福祉に反する活動をしていない者。

4. 実施スケジュール

実施要領の掲載(HP 上)	令和7年7月14日(月)～令和7年8月15日(金)
質問書の受付	令和7年7月25日(金)17時まで
質問書に対する回答	令和7年8月1日(金)までに HP 上で回答
提案書等の提出期間	令和7年8月15日(金)17時まで 地域保健課必着
プレゼンテーション審査	令和7年8月28日(木)13時～
契約候補者選定結果通知	令和7年9月上旬

5. 応募手続きに関する事項

(1) 質問の受付・回答

ア 質問書の受付期間

令和7年7月25日(金) 17時(必着)

イ 提出方法

質問書の受付期間内に質問書(様式⑥)を提出すること。

提出先 : 大東市 保健医療部 地域保健課

提出方法: 電子メールに限る。

E-mail: tiikihoken@city.daito.lg.jp

留意事項: 電話および来庁による質問は不可。

ウ 回答方法

質問事項に対する回答は、令和7年8月1日(金)までに大東市保健医療部
地域保健課のホームページに掲載する。

6. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 提出書類及び提出部数

No.	提出書類	備考	部数
1	参加申込書兼誓約書	様式①	原本 1 部
2	業務受注実績書	様式② 各実績の契約書の写しを添付すること。	原本 1 部 副本 6 部
3	実施体制調書	様式③	
4	会社概要書	様式④ 会社の事業概要がわかる会社案内パンフレット等を添付すること。	
5	見積書	様式⑤	
6	企画提案書本書	任意様式	
7	個人情報の保護体制	任意様式	
8	他の保険者で使用した特定保健指導の通知物等（案内通知、指導教材、保健指導記録用紙、年度実施報告書等で、提出が可能なもの）	任意様式	

※提出書類が不足している場合には、受付できない場合がある。

※実施要領等は市のホームページからダウンロードすること。

窓口において紙での交付は行わない。

イ 書類の作成

提出書類は、全て A 4 縦、横書き、左綴じとする（任意様式は除く）

ウ 提出方法

- ・ 提出期限：令和 7 年 8 月 1 5 日（金）1 7 時まで
- ・ 必要部数を持参または郵送により提出すること。
- ・ 提出書類一式を紐又はファイルで綴ること。
- ・ 郵送で提出する場合は、以下のとおりすること。

○ 提出期限内に必着すること。

- 郵送物に「プロポーザル参加申込書在中」と記載すること。
- 配達記録の確認ができる方法によること。
- ・直接持参して提出する場合には、開庁日の9時から17時までを受付時間とし、事前に来庁日時を連絡すること。

エ 提出・連絡先

〒574-0028 大阪府大東市幸町8番1号
 保健医療福祉センター3階
 大東市 保健医療部 地域保健課
 担当者：川邊・迫口
 電話：072-874-9500

(2) 参加の辞退について

提案書等の提出後に辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式⑦）を提出すること。

なお、提案書等の審査手続きを終えている場合には、参加を辞退することはできない。

7. 受注候補者の選定・審査方法

(1) 選定方法

本市関係部署職員および外部委員の合計5名で構成する大東市国民健康保険特定保健指導業務受注候補者選定委員会の委員が、提出された企画提案書等の内容およびプレゼンテーション・ヒアリングについて審査を行い、各委員の評価点の合計を総合評価点（満点は115点）とし、最も得点の高い事業者を受注候補者として選定する。

各委員による評価は、(6) 評価基準に基づき、5段階評価とする。各段階の配点は下記のとおり（見積金額は除く）

提案の評価	配点	
	10点満点	5点満点
非常に優れた提案	10点	5点
優れた提案	8点	4点
標準的な提案	6点	3点
やや低い水準の提案	4点	2点
低い水準の提案	2点	1点

（２）プレゼンテーションの実施時間及び場所

実施の詳細な時間及び場所については、８月２０日（水）までに参加申込書兼誓約書（様式①）に記載の担当者宛へ電子メールにて通知する。連絡がない場合には地域保健課まで問い合わせること。

（３）提案者の説明

- ・説明時間は２０分以内とし、その後質疑応答の時間を２０分以内で設ける。
- ・原則として、契約締結後の業務責任予定者が説明、回答を行うこと。
- ・パソコンを使用する場合は、参加事業者が用意すること。投影用のモニター（HDMI 端子接続）は本市が用意する。なお、接続等のトラブルがあった場合は大東市では責任を負わない。
- ・出席者は最大３名までとする。

（４）契約相手方の決定

- ・審査の結果、総合評価点の最も得点の高かった者を優先交渉権者に決定する。
- ・優先交渉権者が辞退した場合には総合評価点の高得点順に優先交渉権者とする。
- ・優先交渉権者の総合評価点が６割に満たない場合は、契約候補者にはなれない。
- ・最も得点の高かった者が２事業者以上ある場合は、（６）評価基準における評価項目の「特定保健指導業務の企画・実施」、「本業務の実施体制・実施計画」、「業務実績」、「費用」の得点が高い順に決定する。
- ・提出書類に不備がある場合や所定の形式に適合していない場合は、減点の対象となる場合がある。

（５）再公募について

ア 公募の結果、次のいずれかに該当するに至った場合は、募集条件等を変更した上で、再度の公募（以下「再公募」という。）を行うものとする。

- ① 公募の期間が終了しても本プロポーザルに参加する事業者がなかったとき。
- ② 選定委員会による審査の結果、参加したすべての事業者が、候補者としての基準を満たさなかったとき。

- ③ 参加が1事業者のみであったとき。
- イ なお、再公募を行ったにもかかわらず、参加が1事業者のみであるときは、改めて公募を行わず、当該事業者について候補者となるかどうか資格審査を行うものとする。その場合、総合評価点が6割を満たない場合は、契約候補者として選定しない。

(6) 評価基準

評価項目	評価内容	評価の視点	評価点
業務実績	過去実績	・提案者は、本業務を遂行するための業務実績を十分に有している ・統括責任者および担当者は、本業務を遂行するための業務経験を十分に有している	10
本業務の実施体制・実施計画	実施体制	・実施体制(人員確保や配置)が適切であり、平日や夜間、休日に特定保健指導を実施できる体制が確立している	5
	研修および教育体制	・職員の資質向上や人材育成のために研修等の教育体制が整えられている ・統一的な保健指導が実施できるよう詳細なマニュアル等が整備されている	5
	安全管理	・事故や苦情、人的ミス等へのサポート体制および管理体制を整えている	5
	個人情報の保護	・利用者から収集した情報を適切に保存・保管できる ・個人情報のやりとりを安全な方法で迅速に行うことができる	5
特定保健指導業務の企画・実施	利用勧奨	・対象者が関心をもち、利用したい気持ちになるような効果的かつ分かりやすい案内を本市と協議の上、自社で作成することができる	10
	保健指導プログラム	・対象者の健診結果や生活上の課題を踏まえ、個別性のある効果的な保健指導プログラムを計画・実施できる ・積極的支援においては、実績評価で体重 2kg 減、腹囲 2cm 減となるための工夫がなされている ・2年連続特定保健指導対象者に対し、前年度の健診結果や指導内容を踏まえ、連続性のある効果的な保健指導を実施できる ・プログラムにおける支援ポイントが適切である	10
	指導教材	・対象者自身の身体の変化がわかりやすいものである ・対象者の興味や関心を引き、意識や知識を高めるものとして適切である ・対象者が見やすく、わかりやすい内容となっている	10
	脱落防止	・利用者のやる気を継続させ、途中で脱落させない工夫がなされている ・対象者が参加しやすくかつ継続しやすいプログラムの工夫がなされている ・複数回の連絡や支援方法の変更など脱落を防ぐため柔軟な対応ができる	10
	ICT の活用	・利用者の希望に合わせて、オンライン面談、メール、チャットなど ICT を活用した支援を実施できる体制がある ・利用者が血圧・体重・食事・運動等の健康状態等に関するデータ(PHR: パーソナルヘルスレコード)を測定し、提案者が案内するアプリケーション等に記録し、それらを活用した保健指導を実施できる	10
	効果の継続性	・特定保健指導実施により対象者が改善に至った生活習慣が、指導終了後も維持できる工夫がなされている	10
	実施報告	・市および国保連合会への実施報告や請求等を遅滞なく適切に行うことができる ・得られた数値等から実施効果と今後の課題を分析し、市が活用しやすい形式で報告ができる	5
費用	見積金額	業務にかかる見積金額(令和7～9年度の合計)の評価 (全企画提案者中最低見積金額/当該企画提案者見積金額)×20点 (小数点第1位を四捨五入)	20
合計			115

(7) 選定結果通知

選定結果は、令和7年9月上旬に参加申込書兼誓約書（様式①）に記載の担当者宛へ文書にて通知する。また、大東市ホームページに選定結果の概要を掲載する。

「トップページ」→「組織でさがす」→「保健医療部 地域保健課」
→「大東市国民健康保険特定保健指導業務受注候補者選定にかかる
プロポーザルの実施について」

8. 失格事項

次のいずれかに該当する場合には失格とする。また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合または該当していることが判明した場合には、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- ・「3. 応募資格要件」を満たしていないとき。
- ・見積金額が委託上限金額を上回る場合。
- ・提出書類に虚偽の記載を行ったとき。
- ・提出書類の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合。
- ・提案に関して談合等の不正行為があった場合。
- ・プロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触した場合または接触を求めた場合等、審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ・著しく信義に反する行為があった場合。
- ・契約を履行することが困難と認められる場合。
- ・その他、選定結果に影響を及ぼす行為を行った場合。

9. 契約内容の調整・仕様書の決定

契約候補者から提案された企画提案書をもとに、市と契約候補者において業務内容及び仕様書の詳細を協議のうえ、契約の手続きを進めるものとする。協議の結果、修正の必要が生じた場合には修正することがある。

10. プロポーザルの延期又は中止

(1) 次のア又はイに該当する場合は本プロポーザルを中止する。

- ア 審査の結果、受注候補者となるべき者がいなかった場合
- イ 天災等、特別の事情がある場合
- (2) 天災等、その他特別の事情がある場合は各期日を延期することがある。

1 1. その他

- (1) 提案書等、提出する書類一式に記載された内容に事実と相違がある場合、契約を解除することがある。
- (2) 契約相手方に決定された後に、「3. 応募資格要件」を満たさなくなった場合、契約を解除する場合がある。
- (3) 提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。なお、不採用となった場合には本市で定めた保存年限満了後、本市の責においてすべて処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。
- (4) 提出書類や選定結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は、大東市情報公開条例（平成9年条例第3号）により情報公開の対象となる場合がある。
- (5) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (6) 応募にあたって提出する書類の追加・差替えは原則として認めない。提出時に必要な書類が不足していた場合、失格や減点として取り扱うことがある。
- (7) 企画提案書で表明された内容が契約内容となるため、実現性が低いにもかかわらず提案することは厳に慎むこと。
- (8) 契約相手方に決定された後であっても業務目的が達成できないことが確認できた場合には契約を締結しない場合があり、それに伴う提案者が被る損害について、本市は一切賠償しない。
- (9) 企画提案書の作成等プロポーザルに要する費用及び業務実施にかかる準備行為については、すべて提案者の負担とする。
- (10) 審査内容や結果等に関する質問および異議申立てには、一切応じない。
- (11) その他、本業務の公募・選定・実施にあたり当要領の改正の必要がある場合は、適宜改正を行う。